

ポイント-4： 戦略的な維持管理

◆ 日常的な維持管理

道路施設の点検、補修、清掃などの日常的な維持管理を着実に実施します。



道路パトロール



不具合の早期発見・補修



道路施設の清掃

【特殊車両の取締り】

- ・ 特殊車両の通行は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路管理者による許可制となっています。
- ・ 総重量**20t**を超える特殊車両で重量を違法に超過している車両は全走行車両のうちのわずか**0.3%**ですが、橋梁の劣化には約**9割以上**の影響を与えており、道路を劣化させる主要因となっています。
- ・ 大阪府では、平成**27**年度より処分基準を厳罰化しており、所轄警察署の協力を得て、違反者に対する指導・取締りを引き続き強化します。

※特殊車両とは、車両寸法が長さ**12m**、幅**2.5m**、高さ**3.8m**、重量**20t**のいずれか一つを超える車両のことです。



【府民・企業との連携による維持管理】

府民や企業との協働の輪を広げ、清掃・緑化をはじめ地域課題の解決に向けた取組みを進めます。



中環をきれいにする日



※アドプト・ロード・プログラム

※アドプト・ロード・プログラム

アドプト・ロード・プログラムは、府が所管する道路の一定区間において、地域の団体などが継続的に美化活動を行っていただくものです。

◆計画的な維持管理

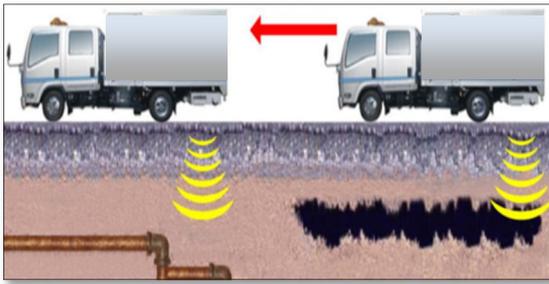
効率・効果的な維持管理の充実・強化のため、平成26年度に策定した「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」に基づき、施設、設備の点検、劣化状況の診断、健全度の評価、補修、更新を実施し、施設、設備の更なる長寿命化、機能維持に取り組みます。

【点検手法の充実】

道路施設の致命的な不具合を確実に把握するため、橋梁やトンネル、モノレールなどは5年に1回の近接目視点検を実施し、不可視部分については、道路路面下空洞調査などの新技術の導入により、点検手法の充実を図ります。また、点検結果に基づき健全性を評価するとともに、蓄積したデータを活用して適切な施設の維持管理に努めます。



橋梁や標識の点検



路面下空洞調査（舗装点検）



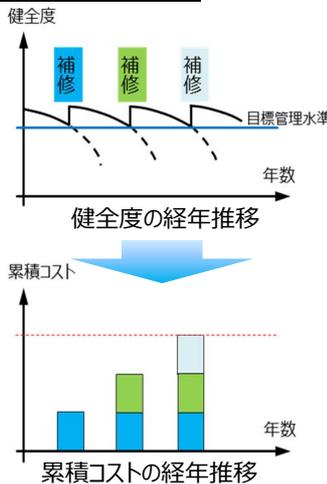
走行型画像計測（トンネル点検）

【施設の特性に応じた維持管理手法の体系化】

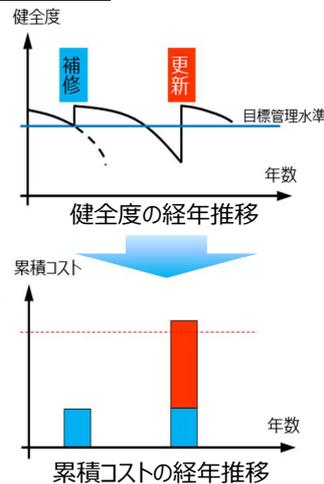
施設の安全性確保と将来に渡る維持管理費（ライフサイクルコスト）低減の観点から、施設の損傷や劣化が進行する前に補修を実施する「予防保全」を原則としながら、施設毎の特性や重要度を考慮し最適な維持管理手法を設定します。

また、施設の健全度、耐震性能の要求度の高まり、経済性などを総合的に評価し、施設更新の必要性を判断していきます。

予防保全（補修）を行う場合



更新を行う場合



・健全度
・耐震性能
・経済性
などを比較

適時、適切な保全対策により、ライフサイクルコストを低減

◆維持管理のための財源の確保

道路の維持管理に使用する費用を確保するための取組みを進めています。

【ネーミングライツ事業】

道路施設の名称（通称）の命名権を企業などに売却
歩道橋：平成21年度から令和2年度までに28橋実施。
（平成27年度からは橋梁・トンネルについても公募を開始。）
【令和2年度実績：約600万円（22橋分）】



▲一般国道170号
石津元町歩道橋(寝屋川市)

【光の回廊づくり「アドプト・ライト・プログラム」】

企業と大阪府が協働で道路照明灯の日常点検・維持管理を行うもので、参加企業には1灯あたり年間2万円を協賛いただきます。

【実績】

平成19年度から令和2年度までに184灯で実施
【令和2年度実績：約70万円（46灯分）】
※複数年度の協賛を含む



【歩道橋リフレッシュ事業】

企業等に歩道橋の塗替え費用を負担して頂く代わりに、病院、大学、大規模商業施設などへの道先案内を表示するものです。

【実績】

平成17年度から令和2年度までに13橋実施
【令和2年度実績：約140万円（3橋分）】
※実施済み橋梁の当該年度収入を含む



▲一般国道170号
南野歩道橋（四條畷市）

【高架下・道路予定区域の有効活用】

高架下や道路予定区域を民間事業者等に占用させることで、地域の活性化に寄与するとともに、占用許可に係る占用料を道路の維持管理に有効活用しています。

【令和2年度実績：約18,000万円（43箇所分）】



▲国道423号寝坂高架橋下
(吹田市)



▲国道170号新町跨道橋高架下
(東大阪市)